

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を
改正する告示

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成15年宗像市
告示第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

220,000円	260,000円	299,000円
190,000円	245,000円	299,000円
106,000円	203,000円	299,000円
43,600円	172,000円	299,000円
12,000円	12,000円	299,000円

を「

223,200円	264,000円	303,000円
193,200円	249,000円	303,000円
109,200円	207,000円	303,000円
46,800円	175,000円	303,000円
12,000円	12,000円	303,000円

に改める。」

別表第2中

240,000円	299,000円
218,000円	299,000円
155,000円	299,000円
108,000円	299,000円
12,000円	299,000円

を「

244,000円	303,000円
222,000円	303,000円
159,000円	303,000円
111,000円	303,000円
12,000円	303,000円

に改める。」

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の宗像市私立幼稚園就
園奨励費補助金交付要綱は、平成23年4月1日から適用する。

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱新旧対照表

改正案

現行

別表第1(第3条関係)
小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費 保育料 及び 入園料の 合計額	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯		223,200円	264,000円	303,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		193,200円	249,000円	303,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円以下となる世帯		109,200円	207,000円	303,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,501円以上183,000円以下となる世帯		46,800円	175,000円	303,000円
上記以外の世帯		12,000円	12,000円	303,000円

別表第1(第3条関係)
小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費 保育料 及び 入園料の 合計額	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯		220,000円	260,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		190,000円	245,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円以下となる世帯		106,000円	203,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,501円以上183,000円以下となる世帯		43,600円	172,000円	299,000円
上記以外の世帯		12,000円	12,000円	299,000円

別表第2(第3条関係)
小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費 保育料及び入園料の合計額	補助限度額(年額)		
		第2子	第3子以降	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯		244,000円	303,000円	303,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		222,000円	303,000円	303,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円以下となる世帯		159,000円	303,000円	303,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,501円以上183,000円以下となる世帯		111,000円	303,000円	303,000円
上記以外の世帯		12,000円	303,000円	303,000円

別表第2(第3条関係)
小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費 保育料及び入園料の合計額	補助限度額(年額)		
		第2子	第3子以降	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯		240,000円	299,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		218,000円	299,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円以下となる世帯		155,000円	299,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,501円以上183,000円以下となる世帯		108,000円	299,000円	299,000円
上記以外の世帯		12,000円	299,000円	299,000円

参考資料

○宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成15年4月1日
告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、幼児教育等の振興に資するため、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が保育料及び入園料(以下「保育料等」という。)の減額又は免除をする場合に交付する私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)について、宗像市補助金等交付規則(平成15年宗像市規則第31号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平17告示37・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき、学校法人が設置した幼稚園をいう。
- (2) 園児 市内に住所を有し、かつ、私立幼稚園に在籍する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (3) 保護者 園児に対して親権を行うもので、園児の就園に係る保育料等を負担するものをいう。

(補助金額)

第3条 市長は、設置者が当該幼稚園に在籍する園児の保護者に対し保育料等を減額し、又は免除する場合に、当該設置者に対し、小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有しない園児にあつては別表第1、小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児にあつては別表第2に定める範囲内において補助を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一世帯において2人以上の園児が就園している場合であつて、小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児に係る補助限度額は、別表第1のみにより算定した額又は別表第2のみにより算定した額のいずれか高い金額とする。
- 3 前2項の場合において、次の各号に掲げる場合の補助限度額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 年度途中に入園又は退園した場合 別表第1又は別表第2により算定した額に、保育料の支払月数に3を加えた数を乗じて、15で除して得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た額)
- (2) 保護者が私立幼稚園に支払う保育料及び入園料の合計額が補助限度額に満たない場合 当該保育料及び入園料の合計額

(平18告示89・平19告示83・平20告示122・一部改正)

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を申請しようとする設置者は、交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書
 - (2) 保育料等減免措置に関する調書
 - (3) 在園児名簿
 - (4) 保育料等の額を明らかにする書類
- 2 保育料等減免措置に関する調書には、市民税の課税(非課税)証明又は市民税の納税通知書(写)を添付するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている世帯にあつては、宗像市福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。

(平20告示122・一部改正)

(交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知書により当該設置者に通知するものとする。

(変更申請等)

第6条 補助金交付の申請に係る事項に変更が生じたときは、設置者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更が適当と認めるときは、当該設置者に通知するものとする。

(平20告示122・一部改正)

(証拠書類の備付け)

第7条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免を明らかにした書類を備えておかなければならない。

2 市長は、補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(平20告示122・旧第8条線上)

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平17告示37・旧第10条線上、平20告示122・旧第9条線上)

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月17日告示第134号)

この告示は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年6月25日告示第68号)

この告示は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月25日告示第37号)抄

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月2日告示第72号)

この告示は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年5月18日告示第89号)

この告示は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年5月28日告示第83号)

この告示は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年6月5日告示第122号)

この告示は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月1日告示第104号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年5月26日告示第109号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成22年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

(平15告示134・平16告示68・平17告示72・一部改正、平18告示89・旧別表・一部改正、平19告示83・平20告示122・平21告示104・平22告示109・一部改正)

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料及び入園料の合計額	220,000円	260,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		190,000円	245,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円以下となる世帯		106,000円	203,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,501円以上183,000円以下となる世帯		43,600円	172,000円	299,000円
上記以外の世帯		12,000円	12,000円	299,000円

備考

- この表における「第1子」とは、同一世帯において1人就園の場合のその園児及び2人以上就園している場合の最年長の園児をいい、「第2子」とは、同一世帯において2人以上就園している場合の第1子に次いで年長である園児をいい、「第3子以降」とは、第1子及び第2子以外の園児をいう。
- 保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄又は姉を有する園児については、該当する兄又は姉の人数に応じて第2子又は第3子以降に適用する。
- 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- この表における「市民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により計算して得られる市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の計算に当たっては、地方税法附則第5条の4の規定の適用前の額とする。

別表第2(第3条関係)

(平18告示89・追加、平19告示83・平20告示122・平21告示104・平22告示109・一部改正)

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)	
		第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料及び入園料の合計額	240,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		218,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円以下となる世帯		155,000円	299,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,501円以上183,000円以下となる世帯		108,000円	299,000円
上記以外の世帯		12,000円	299,000円

備考

- この表における「第2子」とは、同一世帯に属する小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉1人を有する者であって同一世帯において1人就園している場合のその園児及び2人以上就園している場合の最年長の園児をいい、「第3子以降」とは、同一世帯に属する小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉1人を有する者であって同一世帯において2人以上就園している場合の第2子以外の園児及び同一世帯に属する小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を2人以上有している園児をいう。
- 保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄又は姉を有する園児については、第3子以降に適用する。
- 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- この表における「市民税」とは、地方税法の規定により計算して得られる市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の計算に当たっては、地方税法附則第5条の4の規定の適用前の額とする。